徳島県告示第七百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
四三九号	三好市東祖谷栗枝渡二三〇番五地先から同二二八番二地先まで	旧	四・七～二八・三	三四一・〇
	同	新	一三・八～五三・四	三四一・〇